

市政記者各位

令和3年2月3日

福岡市こども未来局

## 学生への特別給付金を支給します

1月14日に緊急事態宣言が再発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、本人や保護者が経済的に非常に厳しい状況にある学生を支援するため、福岡市独自の特別給付金を支給します。

### 1 支給対象者

次の(1)及び(2)を満たす学生。

- (1) 令和3年1月14日時点で、福岡市内に居住し、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校（4・5学年・専攻科に限る。）、専門学校及び日本語教育機関（法務省告示で定める機関）で学ぶ学生（留学生を含む。）であること。
- (2) 保護者（父母等）及び本人が一定の収入要件を満たすこと（住民税非課税又はこれに準ずる）。

### 2 支給額

1人5万円

### 3 支給手続

学生本人が、スマートフォン等又は郵送で申請。

市が、申請に添付された在学証明書や非課税証明などを確認のうえ、学生の口座に支給。

（※手続の詳細は、現在検討中）

### 4 問い合わせ専用窓口の設置

（※準備ができ次第、市HPでお知らせいたします。）

### 5 今後のスケジュール（予定）

受付：令和3年3月初旬～3月31日

支給：令和3年3月中旬以降、順次

（※原則、電子申請による受付を行う予定。開始日は決定次第、市HPでお知らせします。）

#### 【お問い合わせ】

こども未来局こども部企画課 担当：萱嶋(かた)、高倉

電話：092-711-4008（内線1789）FAX：092-733-5534